

放送大学スペシャル講演（2017年度制作）の制作業務仕様書

1. 業務概要

放送大学学園（以下、「学園」という。）のテレビ番組（以下、「番組」という。）の構成・演出・収録・編集等の制作業務を行う。

本番組は、2018年度に放送予定のテレビ特別番組の制作である。各分野にわたる放送大学の講師陣が授業の枠組みを離れた講演での知見の披露、観衆との交流の場から、担当講義への興味を一般視聴者にもたらしことを視野に置くものである。

請負事業者は、学園が示す計画に基づき、学園プロデューサー等と連絡・協議を行いつつ連携をとり、番組制作業務を遂行する。

2. 請負期間

契約締結日～平成30年3月31日

3. 制作する番組・本数・概算所要経費

別紙1のとおり

4. 番組制作業務の具体的内容、手順

1) 放送番組の演出

- ・出演講師、学園プロデューサー等と打合せによる内容原案を元に、演出方法及び内容を策定、実施

2) 内容検討・番組進行表の作成

- ・番組全体の構成案（項目、配列、時間、配分）策定
- ・映像・音声素材等の選定（ビデオ・写真・コメント等）
- ・出演者との内容・スケジュールの交渉（講師・ゲスト等）
- ・ロケーション先の下見、選定
- ・公演時観衆の手配（50人程度を想定、対応スタッフ手配を含む）

3) 収録（学園施設等）の実施と編集

- ・収録（学園施設等）に必要な要員の手配、機材の準備
- ・広報用写真（著作権処理を要しないもの）の撮影及び素材納品
- ・ロケーション・収録の実施
- 事前ロケ：講演者の紹介や研究テーマに関わるロケやインタビュー等を行う。
- 講演収録：学園施設等を利用した複数カメラによる収録とする。
- ・出演者のヘアメイクの手配
- ・ロケーション実施後の映像・音声の編集等、後処理

4) 番組の素材資料の収集と作成

- ・動画・静止画・図版等の収集および作成。なお、資料の収集にあたっては学園が推奨する素材（AFP）を優先的に選択する。

5) 請負事業者による「放送大学学園著作物利用規程」に基づく権利処理（音楽等一部を除く）

処理にあたっては、以下の点に留意のこと。

- ・講師以外の出演者から、承諾書を受領すること。
- ・上記4)の素材資料の放送（マルチ編成含む）等利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理

- ・放送（地上及び衛星、CATVによる同時再放送を含む）・国内CATVによる再放送（無償番組提供に対応のこと）・インターネット配信（学園のHP上での公開。ただし、ダイジェスト動画においては、ユーチューブ等外部HP上での公開にも対応のこと）・学習センター等へのDVD配架等の番組の二次利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理
- ・権利処理及び利用した素材（音楽及び上記3）等に伴う出演者並びに上記4）含む）等の記録報告

6) 美術セットの調達と操作

- ・収録に必要な小道具、生花木の調達及び操作

7) オープニングタイトル、テロップ・パターンの制作等

- ・タイトル、テロップ・パターンのデザイン及び制作
- ・CG・アニメーションの作成及び操作

番組のダイジェスト動画の開始タイトル及び終了タイトルの表示方法は、別途学園プロデューサー等の指示に従うものとする。

8) 番組の試写・納品

- ・学園プロデューサーによる完成前試写及び指示に応じた修正作業
- ・学園プロデューサー等の検査後、テープ・ディスク等引渡し

9) 放送用台本の作成、印刷

- ・放送用台本の作成及び印刷

10) 音響効果

- ・番組に関わる選曲および効果音制作等

11) 後処理、手直し等

- ・資料の整理
- ・伝票の整理
- ・番組制作に使用した素材テープ等の入庫整理
- ・最初の放送の日から1年以内の無償手直し

12) 上記各項目の業務遂行のために必要な打合せ参加

5. 番組制作業務に必要と想定される職種及び人数

請負事業者は、学園プロデューサーと協議のうえ、当該業務を適切に遂行できるよう各業務内容に応じ必要な専門知識を有する者を手配するものとする。

6. 学園施設・機器等

1) 講演部分の収録は、学園 AV ホール（千葉市美浜区若葉 2-11）または、東京文京学習センター 講義室（文京区大塚 3-29-1）を原則使用する。

ただし、上記施設が使用できない場合は、学園と請負事業者が協議の上で、請負業者において、別途、収録施設の手配を行うものとする。

なお、収録は別に示す日程に基づき、実施ものとする。

（2月下旬から3月下旬に実施予定）

2) 完成素材収録用記録媒体、スタジオ収録用記録媒体、考査・試写用メディアは必要な数を貸与する。

3) 請負事業者が手配・調達するものは以下の通り。

○収録およびロケ（要員および機材） ○オンライン編集（ECS） ○MA 作業 ○オフライン編集
○音響効果 ○小道具、道具操作 ○メイク ○スタイリスト

4) 上記に含まれないものについては双方で協議して決定する。

7. 記録媒体等

学園が使用する記録媒体は XDCAM メディアであり、記録媒体の学園外への持ち出し及び学園への持ち込みについては、全て XDCAM メディアで対応すること。

8. 学園への納入物品の取扱い

完成物等は、平成 30 年 3 月 23 日までに放送部企画管理課に納品し、学園職員による検査を受ける。

- 1) 番組 1 本につき、放送用本番素材記録 XDCAM メディア (1 本)、放送用予備録 XDCAM メディア (1 本)、クリーンピクチャー収録 XDCAM メディア (1 本)、マスター用 XDCAM メディア (2 本[うち 1 本は番組のダイジェスト動画用とする])、ロケーション時の記録媒体
- 2) 番組 1 本につき、番組考査試写用 DVD-R (1 本)
- 3) 番組 1 本につき、制作台本 (必要部数[番組のダイジェスト動画用を含む])

9. 番組制作業務完了等の報告

請負事業者は、番組完成後「番組制作業務完了報告書」、「著作権処理業務完了報告書」及び「楽曲使用報告書」を放送部企画管理課に提出し、学園職員による検査を受ける。

10. 請負代金の請求・支払

請負事業者は、8 及び 9 の検査に合格したときは、請負代金を学園に請求する。
学園は、適法な請求書受領後、40 日以内で財務部経理課から支払うものとする。

11. 著作権の帰属等

- 1) 制作した番組に関する著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は学園に帰属する。
- 2) 番組は、学園の著作名義で公表する。
- 3) 学園は、番組等及び関連素材を必要により改変して使用することができる。
- 4) 上記各項目は、許諾を得た第三者の権利の帰属に影響を及ぼさない。

12. 業務内容の変更等

- 1) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負事業者の責任において履行するものとする。
- 2) 予期することができない状態の発生など、業務内容を変更せざるを得ない場合には、学園と請負事業者が協議の上で、業務内容を変更することができる。
- 3) 業務内容が変更された場合には、請負代金についても協議の上、変更することができる。

13. 安全の確保

- 1) 請負事業者は、業務の実施にあたり、請負事業者の従業員を直接指揮命令する者 (以下、「現場責任者」という。) を必要に応じて 1 名以上選任し、任務に当たらせるものとする。
- 2) 現場責任者は、業務の実施の過程における安全対策について、請負事業者の従業員およびその指揮下にある全てのスタッフの安全確保に十分取り組むとともに、徹底を図る。

14. 業務の再委託等

- 1) 請負事業者は、業務の実施にあたり、業務の全部について、一括して第三者に請負わせたり、一括して第三者に再委託してはならない。
- 2) 業務の一部を第三者に対して、請負わせたり、再委託する場合、請負事業者は、あらかじめ、所定の事項について、学園に申請した上で、承認を得なければならない。

制作する番組・本数・概算所要経費

1. 放送大学スペシャル講演（仮） 1番組 45分×10本

各分野にわたる放送大学の講師陣が授業番組の枠組みを離れ、講演形式で自らの知見を語り、その講演を目の当たりにした観衆との交流など接点に、新たな「講演番組」として視聴者に興味を抱かせることを目的に制作・放送するもの

分類	題目名	放送（ネット配信含む）期間	概算所要経費 （1者あたり） （税込）
教養番組	放送大学スペシャル講演（仮）	2年	18,000千円 （うち10本制作）

本件概算所要経費には、通常と異なり「4. 番組制作業務の具体的内容、手順」に係る業務のうち、以下の業務となる経費を含むものである。（1ページから2ページ参照）

- 2) 内容検討・番組進行表の作成
 - ・公演時観衆の手配（50人程度を想定、対応スタッフ手配を含む）
- 3) 収録（学園施設等）の実施と編集
 - ・ロケーション・収録の実施
 - 講演収録：複数カメラによる収録のための機材費
- 7) オープニングタイトル、テロップ・パターンの制作等
 - ・タイトル、テロップ・パターンのデザイン及び制作
 - ・CG・アニメーションの作成及び操作

2. 告知用動画 1番組 1分×10本

内容	概算所要経費 （税込）
放送やネット配信等で利用する1分間程度の告知用動画。	上記1.に含む

3. 留意事項

- (1) 応募に際しては、別紙2「講師一覧」から講師1名を選定し、講師の分野における講演の「企画構成案」をテーマ選定の理由等も簡潔に説明した上で提出すること。
提出された「企画構成案」に基づき審査を行い、上位の制作者2者を選定の上、具体的な演出方法等を決定するものとする。
- (2) 審査の結果、選定された制作者2者は、それぞれが1及び2の講演番組・告知用動画を作成するものとする。
- (3) 実際に制作する番組の出演講師は、提案された講師と異なる場合がある。
- (4) 本企画構成に関し、放送大学教員への問い合わせを行わないこと。

シリーズ SP 講演 講師一覧

講師名	専門分野
○宮本 みち子（生活と福祉コース）	社会学、生活経営学
○高橋 和夫（社会と産業コース）	国際政治学
○宮下 志郎（人間と文化コース）	フランス文学
○内堀 基光（人間と文化コース）	文化人類学、民俗学
○櫻井 敬久（山形学習センター所長）	宇宙線・放射線物理学
○横沢 正芳（茨城学習センター所長）	宇宙物理学
○鹿島 正裕（石川学習センター所長）	国際関係論
○上野 達彦（三重学習センター所長）	法学・刑法・犯罪学
○岡田 雅夫（岡山学習センター所長）	法律学（行政法学）
○諸泉 俊介（佐賀学習センター所長）	経済学（経済学説・思想史）
○菅沼 俊彦（鹿児島学習センター所長）	農学（農芸化学）